

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成26年 2月 18日

関東地方整備局

首都国道事務所長 山田 哲也

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、緊急時の移動手段として、また公共交通機関が利用できない時間帯の交通手段として利用する必要があることから、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けた者で、当事務所が指定した時間、台数、場所に速やかに配車できる体制を有しており、従前から当事務所との間で乗用自動車による旅客運送の契約を締結し、迅速かつ適切に業務を行った実績を有している合同タクシー（株）、ヒノデ第一交通（株）、チェッカーキャブ無線協同組合、東都タクシー無線協同組合（以下、「特定法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、その全ての者との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名

H26首都国道一般旅客自動車供給

(2) 業務目的

本業務は、深夜あるいは早朝時間帯や官用車が不足する場合における交通手段を確保することにより、当事務所の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、当事務所が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

(4) 履行期限

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 関東地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 必要な資格に関する要件

国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ① 車両保有台数 5台以上。
- ② 配車待時間 15分以内に1)または2)の各出張所のいずれかに配車でき、24時間迅速な対応が可能であること。

1) 事務所

首都国道事務所 千葉県松戸市竹ヶ花86

2) 出張所

市川国道出張所 千葉県市川市高谷2-9-25

小松川国道出張所 東京都江戸川区春江町1-1-4

金町国道出張所 東京都葛飾区金町3-48-2

- ③ 無線サービスがあること
- ④ 事業者から交付されるタクシーチケットにより乗車できること。
- ⑤ 事務取扱手数料が発注者にかからないこと。
- ⑥ 平成21年度以降において、国の機関又は地方公共団体との契約の実績があること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒271-0072 松戸市竹ヶ花86

関東地方整備局 首都国道事務所 経理課 契約係

電話 047-362-4112 FAX 047-362-6190

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成26年 2月18日から平成25年 3月 7日まで (1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成26年 3月10日17時15分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当課へ連絡を入れること)すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 詳細は説明書による。